

(参考) 解釈7に関する補足資料

2026.3.5

※○=CITES該当(規制対象で手続きが必要なもの)
 ×=CITES非該当(規制対象外で手続き不要) と表示。(ただし書きに注意。)
 ○と表示されている種について、この説明に当てはまらない状態については規制対象外。

適用	解釈 7
	#1 次のものを除くすべての個体の部分及び派生物
×	(a) 種子、胞子及び花粉(花粉塊を含む。)
×	(b) 試験管の中で作成された実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたもの
×	(c) 人工的に繁殖させた植物の切り花
×	(d) 人工的に繁殖させたヴァニラ属(バニラ: <i>Vanilla</i>) の果実並びにその部分及び派生物
	#2 次のものを除くすべての固体の部分及び派生物
×	(a) 種子及び花粉
×	(b) 包装された小売取引用に準備された完成品
○	#3 根の全体、薄く切られた根及び根の一部(一部及び派生物を利用した、粉末、錠剤、抽出物、強壮剤、茶やお菓子類等の加工品を除く。)
	#4 次のものを除くすべての個体の部分及び派生物
×	(a) 種子(ラン科の種子の鞘を含む)、胞子及び花粉(花粉塊を含む)。ただし、メキシコから輸出されたサボテン科(<i>Cactaceae</i> spp.)の種子並びにマダガスカルから輸出されたベカリオフォイニクス・マダガスカリエンシス(<i>Beccariophoenix madagascariensis</i>)及びネオデプスリス・デカリユイ(<i>Dypsis decaryi</i>)の種子は、この除外の適用を受けない。 (※バニラビーンズの「乾燥させた種子の鞘(種子含む)」又は乾燥後に鞘の中の種子部分のみをそぎ取って鞘が含まれない種子のみの状態や、サボテンの種子から抽出した油は、#4の(a)に該当するため、規制対象外)
×	(b) 試験管中で作成された実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたもの
×	(c) 人工的に繁殖させた植物の切り花 (※条約適用の除外は「切り花」に限定されているため、ランの花びらの抽出物等、切り花以外の標本は規制対象)
×	(d) 帰化したか又は人工的に繁殖させたラン科ヴァニラ属(バニラ: <i>Vanilla</i> .)及びサボテン科(<i>Cactaceae</i> spp.)の果実並びにその部分及び派生物
×	(e) 帰化したか又は人工的に繁殖させたサボテン科(<i>Cactaceae</i>)オープンティア属(<i>Opuntia</i>)オープンティア亜属(<i>Opuntia</i>)及びセレニケルス属(<i>Selenicereus</i>)の茎及び花並びにこれらの部分及び派生物
×	(f) 包装され、かつ、小売取引用に準備されたアロイ・フェロクス(<i>Aloe ferox</i>)及びエウフォルビア・アンティスユフィリチカ(<i>Euphorbia antisyphilitica</i>)の完成品
×	(g) 人工的に繁殖させたシラン(<i>Bletilla striata</i>)、キュクノクス・コオペリ(<i>Cycnoches cooper</i>)、オニノヤガラ(<i>Gastrodia elata</i>)、ファラエノプシス・アマビリス(<i>Phalaenopsis amabilis</i>)、又はファラエノプシス・ロビイ(<i>Phalaenopsis lobbii</i>)の部分及び派生物を含む、包装され、かつ、小売取引用に準備された化粧品の完成品
○	#5 丸太、製材品及び薄板(※製品として完成されているものは規制対象外)
○	#6 丸太、製材品、薄板及び合板(※製品として完成されているものは規制対象外)
○	#7 丸太、木材チップ、粉末及び抽出物(※製品として完成されているものは規制対象外)
○	#8 地中にある部分(例えば、根、根茎)の全体、一部及び粉末
	#9 次のものを除くすべての個体の部分及び派生物
×	「ボツワナ、ナミビア及び南アフリカ間の合意に基づき、ボツワナ、ナミビア及び南アフリカの関連の条約管理当局間で合意された条件の下、規制された収穫及び生産を通じて得られたフーディア(<i>Hoodia</i> spp.)から生産されたもの」のラベルの付された個体の部分及び派生物
○	#10 報酬の有無にかかわらず演奏、個人使用、展示、貸出、競技、教育、評価、又は修理を目的とした非商業取引(所有権が変更されず、かつその輸送が所有者の通常の居住国の外での標本の販売、譲渡、又は処分を目的としないもの)向けの完成した楽器、完成した楽器の付属品及び完成した楽器の部品の再輸出を除く、全ての部分、派生物及び製品。 商業目的で取引される野生採取標本(ソースコードW)に対してはゼロの割当てが設定されている。 (※条約適用の除外は演奏、個人使用、展示、貸出、競技、教育、評価、又は修理を目的とした非商業取引向けに再輸出される完成した楽器、完成した楽器の付属品及び完成した楽器の部品に限定されている)
○	#11 丸太、製材品、薄板、合板、粉末並びに抽出物。香料を含め、原料として抽出物が含まれている完成品はこの注釈に含まれるとはみなさない。
○	#12 丸太、製材品、薄板、合板及び抽出物。香料を含め、原料として抽出物が含まれている完成品は、この注釈に含まれるとはみなさない。
○	#13 仁(いわゆる胚乳等)及びその派生物(包装され、かつ、小売取引用に準備された完成品を除く。)
	#14 次のものを除くすべての個体の部分及び派生物
×	(a) 種子及び花粉
×	(b) 試験管中で作成された実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたもの
×	(c) 果実
×	(d) 葉
×	(e) あらゆる形態に粉を圧縮させたものを含む、油分をほとんど含まないアガーウッドの粉
×	(f) 包装された小売取引用に準備された完成品。ただし、この免除は木材チップ、ビーズ、数珠および彫刻品には適用しない

	#15 次のものを除く全ての個体の部分及び派生物
×	(a)葉、花、花粉、果実及び種子
×	(b)掲載された種の木材の重さが、船積当たり最大十キログラムまでの完成品
×	(c) 完成した楽器、楽器の部品及び付属品
×	(d)ダルベルギア・コキンネンシス(<i>Dalbergia cochinchinensis</i>)の部分及び派生物については注釈#4が適用される(※#4の(a)～(c)に該当する部位)
○	(d)ダルベルギア・コキンネンシス(<i>Dalbergia cochinchinensis</i>)の部分及び派生物については注釈#4が適用される(※#4の(a)～(c)に該当する部位以外)
○	(e)メキシコ原産であり、かつメキシコから輸出されるダルベルギア属(<i>Dalbergia</i> spp.)の部分及び派生物については注釈#6が適用される(#6に該当する場合)
×	(e)メキシコ原産であり、かつメキシコから輸出されるダルベルギア属(<i>Dalbergia</i> spp.)の部分及び派生物については注釈#6が適用される(#6に該当しない場合)
○	#16 種子、果実、及び油(※条約適用は種子、果実及び油のみ)
○	#17丸太、製材品、薄板、合板及び転換された木材(※条約適用は丸太、製材品、薄板、合板及び転換された木材のみ)
×	#18 卵以外の部分及び派生物を除く(※条約適用は個体及び卵)
○	#19抽出物(樹脂、ガム、エッセンシャルオイルを含む)及び粉末。 ただし、以下の包装され、かつ、小売取引用に準備された完成品を除く： 錠剤、カプセル、丸薬、香水、化粧品、溶液、乳剤又は懸濁液(例：浸出油、ハイドロレート、テンキ等)及び製造された香製品(線香や円錐型のお香等)

これらの付録の注釈で使用される以下の用語は、以下のように定義されます。

抽出物 (エキス)	製造方法に関わらず、物理的又は化学的手段によって植物素材から直接的に得られた全ての物質。抽出物は、固体(クリスタル、樹脂、微細な又は粗雑な粒子を含む。)、半固体(ガム、ワックスを含む。)又は液体(溶液、顔料、油及び精油を含む。)である。
完成した楽器	楽器(WCO(世界税関機構)の関税番号第九十二類に規定する楽器、その部分品及び付属品)は、演奏できる状態のもの又は演奏を可能とするために部品の取付けのみが必要なものをいう。楽器にはアンティークの楽器(関税番号九十七・〇五及び九十七・〇六に規定する美術品、収集品及びアンティークをいう。)が含まれる。
完成した楽器の付属品	楽器の付属品(WCO(世界税関機構)の関税番号第九十二類に規定する楽器、その部分品及び付属品)は、楽器とは別個で楽器に使用し、及び明確に楽器に付随して使用するために特別に設計され、形成されており、並びに使用に当たり更に手を加えることがないもの。
完成した楽器の部品	楽器の部品(WCO(世界税関機構)の関税番号第九十二類に規定する楽器、その部分品及び付属品)は、楽器へ取付けることができ、明確に楽器に付随して使用するために特別に設計され、形成されており、演奏を可能とするもの。
包装され、かつ、小売取引用に準備された完成品	一般公衆への売却又は一般公衆による使用に適した状態で最終使用又は小売取引用に包装され、ラベルが付され、更なる処理が不要な、単独で又は大量に出荷された製品
粉末(パウダー)	乾燥した微細な又は粗雑な粒子の形態の物質
船積	コンテナ、小包の数量にかかわらず、単一の船荷証券又は航空運送状により輸送される貨物又は身に着け運搬し、若しくは個人荷物に含まれる荷物。
船積当たり十キログラム	「船積当たり十キログラム」という用語について、十キログラムの制限は、貨物の品目の中に含まれるダルベルギア種(<i>Dalbergia</i>)又はグイボウルティア種(<i>Guibourtia</i>)の個別の種(注釈されたもの)の木材の重量を示すと解釈される。十キログラムの制限は、貨物の各品目に含まれる個別の種(注釈が付されたもの)の木材の部分についての個別の重量のみが査定され、貨物の総重量は査定されない。個別の種(注釈が付されたもの)の総重量については、個別の種(注釈が付されたもの)に対して条約に規定する許可証又は証明書が必要な否かを判断するために個別に検討し、及び異なる個別の種(注釈が付されたもの)の重量は、合計しない。
転換された木材	関税番号四十四・〇九で規定されるさねはぎ加工、溝付け、リベート、面取り、V字型目地、ビーズ、成形、研磨その他これらに類する加工をそのいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材(寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし、又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない)。
木材チップ	小さい破片になった木材
丸太(logs)	樹皮又は辺材を剥いたか否かにかかわらず未加工の、粗く四角にした、挽き立て材、パルプ材又はベニヤ板への加工用の全ての材木
製材品(sawn wood)	単に縦に挽いた又は輪郭を削る加工を施した材木。通常は厚みが6mmを超える挽き立て材
薄板(veneer sheet)	通常は6mm以下の均一の厚みの、合板の製造に用いるために、通常は剥皮又は薄切りにした、化粧張り、家具、薄板容器のための、薄い層又は板状の木
合板(Plywood)	互いに接着してプレスした、連続する層の木目が斜めになるよう配列した、3枚以上の板から成るもの